民間企業と自治体の再生過程の比較（現行制度）

参考資料1

民間企業の再生の枠組み

任意の経営再建・整理

○当該企業の営業・経営体制等を維持しつつ、債権者との個別交渉で経営改善を図る

○債権者の債権回収は個別交渉の結果次第

民事再生法／会社更生法

○当該企業の再建を前提として、裁判所の関与の下で経営再建を図る

○債権者の債権回収額は、再生計画または更生計画に基づいて決定

破産法

○当該企業を清算

○債権者は企業の破産財団を換価した金銭から、債権額等に応じて弁済を受ける

地方団体の再生の枠組み

地方財政再建促進特別措置法

※準用再建団体

○歳入欠陥が生じた団体（赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない）

○該当団体が総務大臣へ申出を行い、議会の議決を経て財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）

○債務は完全に履行されることが前提